

## 海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）の選任の手続き等について、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 漁業者又は漁業従事者委員 海区漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所又は事業所を有し、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者をいう（漁業協同組合の役員であってその役員に就任する際当該委員の要件を満たしていた者を含む）。

(2) 学識経験委員 法第138条第7項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者をいう。

(3) 中立委員 法第138条第7項に規定する海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者をいう。

### (委員定数)

第3条 委員の定数は、別表のとおりとする。

### (推薦及び募集)

第4条 法第139条第1項の規定による推薦及び募集の方法は、第2条第1号及び第2号に規定する者にあつては次のいずれかとする。

(1) 海区漁業協同組合長会又は漁業協同組合からの推薦

(2) 漁業者又は漁業従事者個人からの推薦

(3) 委員になろうとする者の応募

2 前項の推薦及び募集の方法は、第2条第3号に規定する者にあつては次のいずれかとする。

(1) 法人又は団体からの推薦

(2) 漁業者又は漁業従事者個人からの推薦

### (3) 委員になろうとする者の応募

(推薦を受ける者及び応募する者並びに委員の資格)

第5条 委員として推薦を受ける者及び応募する者並びに委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 法第138条第4項各号に規定する者

(2) 法第140条に規定する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当する者

(推薦手続)

第6条 委員の推薦にあたっては、次の手続を経るものとする。

2 第4条第1項第1号及び第2項第1号に規定する推薦にあたっては、当該団体又は法人の代表者が委員候補者推薦書（団体推薦）（様式第1号）を知事に提出するものとする。

3 第4条第1項第2号及び第2項第2号に規定する推薦にあたっては、その代表者が委員候補者推薦書（個人推薦）（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(応募手続)

第7条 第4条第1項第3号及び第2項第3号に規定する応募にあたっては、応募しようとする者が委員候補者申込書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第8条 法第139条第1項の規定による推薦及び募集にあたっては、次の方法により、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者へ周知する。

(1) 県水産部ホームページへの掲載

(2) 県内沿海市町及び各漁業協同組合、漁協系統団体その他の関係者等への通知

(推薦及び募集の期間)

第9条 推薦及び募集の期間は、概ね1か月とする。

2 前項の規定に関わらず、知事が必要と認めるときは、これを延長することができる。

(推薦を受けた者及び応募した者の公表)

第10条 知事は、委員の推薦を受けた者及び応募した者に関する情報について、県水産部ホームページに推薦及び募集期間の中間及び終了後遅延なく公表するものとする。

2 前項の公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 省令第45条各号に規定する事項

(2) 推薦を受けた者の数並びにそのうち漁業者及び漁業従事者の数

(3) 募集に応募した者の数並びにそのうち漁業者及び漁業従事者の数

(4) その他知事が必要と認める事項

(委員候補者の評価)

第11条 知事は、第6条及び第7条の規定に基づき推薦を受けた者及び応募した者(以下「委員候補者」という。)の数が、別表に定める海区漁業調整委員会ごと委員の区分ごとの定数を超えた場合は該当する委員候補者について、別に定める海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会設置要綱に基づく海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)に意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、別に定める海区漁業調整委員会の委員候補者評価要領に基づき委員候補者を評価し、その結果を知事に報告するものとする。

(委員の任命)

第12条 知事は、評価委員会の報告を受け、委員候補者のうちから委員として適当であると認められる者を、県議会の同意を得て委員に任命するものとする。

(委員の補充)

第13条 知事は、委員に欠員が生じた場合は、法及び省令並びにこの要綱に定める手続きに基づき、委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

この要綱は、令和6年8月8日から施行する。

別表（第3条関係）

海区漁業調整委員会名	委員の総定数	委員の区分ごとの定数
長崎県南部海区漁業調整委員会	15名	漁業者又は漁業従事者委員 9名
		学識経験委員 3名
		中立委員 3名
長崎県北部海区漁業調整委員会	15名	漁業者又は漁業従事者委員 9名
		学識経験委員 3名
		中立委員 3名
五島海区漁業調整委員会	10名	漁業者又は漁業従事者委員 6名
		学識経験委員 2名
		中立委員 2名
対馬海区漁業調整委員会	10名	漁業者又は漁業従事者委員 6名
		学識経験委員 2名
		中立委員 2名

長崎県知事 様

団体名  
所在地  
代表者名

印

海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（団体推薦）

海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱に基づき、推薦書を提出します。

- 1 推薦する海区漁業調整委員会名 ※長崎県南部海区、長崎県北部海区、五島海区、対馬海区の別を記載。

- 2 推薦する委員の区分 ※漁業者又は漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員の別を記載。

- 3 被推薦者（推薦を受ける者）

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日
	年齢	才
職業	性別	男・女
住所	〒	
連絡先	(電話番号)	
経歴※	期 間	内容（学歴、職歴、役職歴等）
	年 月～ 年 月	

※経歴については、主な学歴や職歴のほか、漁業就業歴、漁業関係団体等の役員歴、海区漁業調整委員会委員歴、県が設置している協議会の委員歴、公益財団法人等の理事や評議員歴などを記載。

4 被推薦者（推薦される者）の状況等 ※推薦する委員の区分のみに記載

(1) 漁業者又は漁業従事者委員※

漁業経営又は従事状況 (主な漁業種類と対象種、漁船規模、 1年間の操業日数と漁獲量等)	
所属漁業協同組合名	
漁業協同組合の組合員資格	正組合員である ・ 正組合員ではない
漁業士の資格	指導漁業士 ・ 青年漁業士 ・ 該当なし
過去5年において被推薦者又は被推薦者が役員就任期間中の法人 による漁業関係法令に対する違反又は行政処分の有無	有 ・ 無

※漁業者又は漁業従事者委員：海区漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所又は事業所を有し、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者（漁業協同組合の役員であってその役員に就任する際当該委員の要件を満たしていた者を含む）。

(2) 学識経験委員

資源管理及び漁業経営の学識経験 (主な指導経験や活動実績等)	
過去5年において被推薦者又は被推薦者が役員就任期間中の法人 による漁業関係法令に対する違反又は行政処分の有無	有 ・ 無

(3) 中立委員

海区漁業調整委員会の所掌に属する 事項に関する利害関係の有無	利害関係はない ・ 利害関係がある
主な業務経験とその活動実績	
過去5年において被推薦者又は被推薦者が役員就任期間中の法人 による漁業関係法令に対する違反又は行政処分の有無	有 ・ 無

5 推薦団体（推薦する団体）並びに推薦理由

ふりがな 名 称		ふりがな 代表者氏名	
所在地	〒		
連絡先	(電話番号)		
推薦理由※1~3 (200字程度)			

※1 漁業者又は漁業従事者委員の推薦にあつては、資源管理や漁業経営の改善等の漁業振興又は漁場利用に関する紛争の防止と解決などの漁業調整に関する実績など、特筆すべき事項があれば記載。

※2 学識経験委員の推薦にあつては、漁業に関する知識、地域や産業の振興に関する活動、教育や行政に関する経験など、特筆すべき事項があれば記載。

※3 中立委員の推薦にあつては、※2に加え、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない事実について記載。

6 被推薦者（推薦を受ける者）の同意

長崎県知事 様

私は下記の事項について同意します。

なお、私は海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第5条の規定による推薦を受ける者の資格を満たしており、本推薦書に記載された内容については事実と相違ありません。

- 1 \_\_\_\_\_海区漁業調整委員会の\_\_\_\_\_委員として推薦を受けること。
- 2 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会すること。
- 3 漁業法施行規則第45条に基づき、私の情報を整理し、公表すること。

氏名（自署） 印

長崎県知事 様

推薦者代表 住 所  
氏 名

印

海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（個人推薦）

海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱に基づき、推薦書を提出します。

1 推薦する海区漁業調整委員会名 ※長崎県南部海区、長崎県北部海区、五島海区、対馬海区の別を記載。

--

2 推薦する委員の区分 ※漁業者又は漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員の別を記載。

--

3 被推薦者（推薦を受ける者）

ふりがな 氏 名	生年月日		年 月 日
	年 齢		才
職 業	性 別		男 ・ 女
住 所	〒		
連 絡 先	（電話番号）		
経 歴※	期 間	内 容（学歴、職歴、役職歴等）	
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

※経歴については、主な学歴や職歴のほか、漁業就業歴、漁業関係団体等の役員歴、海区漁業調整委員会委員歴、県が設置している協議会の委員歴、公益財団法人等の理事や評議員歴などを記載。

4 被推薦者（推薦される者）の状況等 ※推薦する委員の区分のみに記載

(1) 漁業者又は漁業従事者委員※

漁業経営又は従事状況 (主な漁業種類と対象種、漁船規模、 1年間の操業日数と漁獲量等)	
所属漁業協同組合名	
漁業協同組合の組合員資格	正組合員である ・ 正組合員ではない
漁業士の資格	指導漁業士 ・ 青年漁業士 ・ 該当なし
直近5年において被推薦者又は被推薦者が役員就任期間中の法人 による漁業関係法令に対する違反又は行政処分の有無	有 ・ 無

※漁業者又は漁業従事者委員：海区漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所又は事業所を有し、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者（漁業協同組合の役員であってその役員に就任する際当該委員の要件を満たしていた者を含む）。

(2) 学識経験委員

資源管理及び漁業経営の学識経験 (主な指導経験や活動実績等)	
直近5年において被推薦者又は被推薦者が役員就任期間中の法人 による漁業関係法令に対する違反又は行政処分の有無	有 ・ 無

(3) 中立委員

海区漁業調整委員会の所掌に属する 事項に関する利害関係の有無	利害関係はない ・ 利害関係がある
主な業務経験とその活動実績	
過去5年において被推薦者又は被推薦者が役員就任期間中の法人 による漁業関係法令に対する違反又は行政処分の有無	有 ・ 無

5 推薦者（推薦する者の代表）並びに推薦理由 ※推薦者代表以外の推薦者は別紙に記載

ふりがな 氏名 (自署)		生年月日	年 月 日
		年齢	才
職業		性別	男・女
住所	〒		
連絡先	(電話番号)		
推薦理由※1~3 (200字程度)			

- ※1 漁業者又は漁業従事者委員の推薦にあつては、資源管理や漁業経営の改善等の漁業振興又は漁場利用に関する紛争の防止と解決などの漁業調整に関する実績など、特筆すべき事項があれば記載。
- ※2 学識経験委員の推薦にあつては、漁業に関する知識、地域や産業の振興に関する活動、教育や行政に関する経験など、特筆すべき事項があれば記載。
- ※3 中立委員の推薦にあつては、※2に加え、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない事実について記載。

6 被推薦者（推薦を受ける者）の同意

長崎県知事 様

私は下記の事項について同意します。

なお、私は海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第5条の規定による推薦を受ける者の資格を満たしており、本推薦書に記載された内容については事実と相違ありません。

- 1 \_\_\_\_\_海区漁業調整委員会の\_\_\_\_\_委員の候補者として推薦を受けること。
- 2 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会すること。
- 3 漁業法施行規則第45条に基づき、私の情報を整理し、公表すること。

氏名（自署） 印

【別紙】推薦する者

氏名 (自署)	住所 電話番号	性別	生年月日 年齢	所属漁協 正・准組合員の別
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日生 才	漁協 正・准

※必要に応じて追加してください。

【別紙】推薦する者

氏名 (自署)	住所 電話番号	性別	生年月日 年齢	所属漁協 正・准組合員の別
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准
印	〒 ( ) -	男・女	年 月 日 生 才	漁協 正 ・ 准

※必要に応じて追加してください。

長崎県知事 様

住 所  
氏 名 印

海区漁業調整委員会委員候補者応募申込書

海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱に基づき、応募申込書を提出します。

1 応募する海区漁業調整委員会名 ※長崎県南部海区、長崎県北部海区、五島海区、対馬海区の別を記載。

--

2 応募する委員の区分 ※漁業者又は漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員の別を記載。

--

3 応募者

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
		年 齢	才
職 業		性 別	男 ・ 女
住 所	〒		
連 絡 先	（電話番号）		
経 歴※	期 間	内容（学歴、職歴、役職歴等）	
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

※経歴については、主な学歴や職歴のほか、漁業就業歴、漁業関係団体等の役員歴、海区漁業調整委員会委員歴、県が設置している協議会の委員歴、公益財団法人等の理事や評議員歴などを記載。

4 応募者の状況等 ※応募する委員の区分のみに記載

(1) 漁業者又は漁業従事者委員※

漁業経営又は従事状況 (主な漁業種類と対象種、漁船規模、 1年間の操業日数と漁獲量等)	
所属漁業協同組合名	
漁業協同組合の組合員資格	正組合員である ・ 正組合員ではない
漁業士の資格	指導漁業士 ・ 青年漁業士 ・ 該当なし
過去5年において被推薦者又は被推薦者が役員就任期間中の法人 による漁業関係法令に対する違反又は行政処分の有無	有 ・ 無

※漁業者又は漁業従事者委員：海区漁業調整委員会が設置されている海区に沿う市町の区域内に住所又は事業所を有し、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者（漁業協同組合の役員であってその役員に就任する際当該委員の要件を満たしていた者を含む）。

(2) 学識経験委員

資源管理及び漁業経営の学識経験 (主な指導経験や活動実績等)	
過去5年において被推薦者又は被推薦者が役員就任期間中の法人 による漁業関係法令に対する違反又は行政処分の有無	有 ・ 無

(3) 中立委員

海区漁業調整委員会の所掌に属する 事項に関する利害関係の有無	利害関係はない ・ 利害関係がある
主な業務経験とその活動実績	
過去5年において被推薦者又は被推薦者が役員就任期間中の法人 による漁業関係法令に対する違反又は行政処分の有無	有 ・ 無

## 5 応募理由

応募理由※1~3 (200字程度)	
----------------------	--

- ※1 漁業者又は漁業従事者委員の応募にあつては、資源管理や漁業経営の改善等の漁業振興又は漁場利用に関する紛争の防止と解決などの漁業調整に関する実績など、特筆すべき事項があれば記載。
- ※2 学識経験委員の応募にあつては、漁業に関する知識、地域や産業の振興に関する活動、教育や行政に関する経験など、特筆すべき事項があれば記載。
- ※3 中立委員の応募にあつては、※2に加え、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない事実について記載。

## 6 応募者の同意

<p>長崎県知事 様</p> <p>私は、_____海区漁業調整委員会の_____委員候補者として応募するにあたり、下記の事項について同意します。</p> <p>なお、海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱第5条の規定による応募する者の資格を満たしており、本申込書に記載した内容については事実と相違ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会すること。</li><li>2 漁業法施行規則第45条に基づき、私の情報を整理し、公表すること。</li></ol> <p style="text-align: right;">氏名（自署） <span style="float: right;">印</span></p>
---